

令和2年度外国人介護人材確保対策事業業務委託基本仕様書

第1 目的

「留学」「技能実習」「特定技能」等のさまざまな在留資格に応じた研修、事業者説明会、マッチング支援及びリーフレットの作成など、総合的に実施することにより、県内の介護施設・事業所における外国人介護人材の受入れの促進、定着の促進を図るもの。

第2 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

第3 委託業務

1 集合研修等の実施

県内で就労している介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人の介護技能の向上及び日本語の習得を目的に、以下のとおり集合研修等を実施すること。

(1) 研修内容

- ① 介護技能の向上をはじめ、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、演習を取り入れた集合研修を実施すること。
- ② 研修講師が研修対象者の受入施設に訪問する施設訪問型の研修を実施すること。

(2) 研修場所及び回数

- ① 集合研修
山形県内において、1回以上実施すること。
- ② 施設訪問型研修
山形県内の8か所程度の介護施設・事業所において、それぞれ3回程度訪問する研修を実施すること。

(3) 研修時期

集合研修及び施設訪問型研修のいずれも令和3年3月20日（土）まで終了すること。

(4) 研修講師等

研修講師は、外国人の介護職員を対象にして介護の領域の講義等を教授した経験を有する者など、研修を適切に実施することができる者を選定すること。

また、研修対象者の入国年次等によって介護技能及び日本語能力に差があることが考えられるため、研修を実施する前に研修対象者数や個々の能力等を把握し、必要に応じてグループに分けて研修を行うなど、個々の能力に応じて効果的な研修体制を組むよう留意すること。

(5) 研修教材

研修教材の作成にあたっては、介護や日本語等の専門家の意見を踏まえて、効果的な学習ができるように配慮すること。

(6) 研修成果等の確認

研修の開始時と終了時にテスト等を実施するとともに、研修対象者への受講アンケートを実施すること。

2 外国人介護人材受入れに係る事業者説明会の開催

「EPAに基づく特定活動」、「留学」、「技能実習」、「特定技能」などの在留資格での外国人介護人材の受入れを促進するための県内介護事業者説明会を開催すること。

(1) 内容

- ① 県による行政説明
- ② 複数の事業者等による事業紹介
- ③ 複数の事業者等による外国人介護人材受入れ相談会

(2) 開催日・回数

令和2年11月30日（月）までに、1回以上実施すること。

(3) 開催場所

山形県内とすること。

(4) 参加人数（想定）

県内の介護施設・事業者職員50名程度とすること。

3 外国人介護人材と県内介護事業所とのマッチング推進事業の実施

日本への留学を希望する外国人及び特定技能を希望する外国人等と県内介護事業所とのマッチングを推進するため、ミャンマー連邦共和国において現地説明会等を開催する事業を実施すること。

(1) 事業者の募集

県内の介護保険サービスを提供する施設、事業所を対象に、海外現地説明会の参加者を募集すること。

(2) 事前ガイダンスの実施

海外現地説明会への参加を希望する者に対し、海外現地説明会の1か月前を目途に事前ガイダンスを開催すること。

(3) 海外現地説明会の実施

① 開催国

ミャンマー連邦共和国内において実施すること。

② 会場

100人程度の収容人数がある会場を用意すること。

③ 交通手配等

参加者及びスタッフの日本から海外現地まで及び海外現地内における交通手配及び交通費の負担をすること。

なお、参加者の日本から海外現地までの交通費の負担の上限は、参加者の交通費の実費相当額を2分の1にした額の1,000円未満の端数を切り捨てた額以上の額とすること。

④ 通訳等の手配

現地において、説明会等の事業を円滑に行うため、現地言語と日本語の通訳が可能な職員等を配置すること。

(4) 海外現地説明会の開催後のフォローアップ

海外現地説明会を開催した後、マッチングの実現に向け、ミャンマー連邦共和国及び県内介護事業所との連絡調整及び外国人介護人材の候補者が日本に入学する際に必要な手続きの支援等を行うこと。

(5) その他

① 新型コロナウイルス感染症への対応について

当業務については、新型コロナウイルス感染症に係る外務省等の通知を踏まえるとともに、日本や相手国による入国拒否や検疫措置の状況等を確認するなどしながら適切に実施すること。

② 対象在留資格

当業務において支援の対象とする在留資格は留学及び特定技能とし、現地の外国人のうち留学及び特定技能を希望する者と県内介護事業所とのマッチング支援を行うことを原則とする。

なお、当初、留学及び特定技能の希望をしていた外国人介護人材の候補者が、その後の事情により、その他の在留資格による日本への入学を希望した場合等は、この限りではない。

4 リーフレットの作成

外国人介護人材に係る制度や手続き等を解説したリーフレットを作成すること。

なお、リーフレットはA3版両面刷り（2つ折りA4仕上げ）、カラー4色刷りとし、印刷物10,000部を納品するとともに、電子データでも納品すること。

第4 留意事項

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受託予定者と山形県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、山形県に帰属するものとする。
- 3 すべての素材について、山形県は、山形県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、受託者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受託者は、業務上知り得た介護サービス事業者及び個人の秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受託者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- 7 第3におけるすべての業務の実施に当たり、新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策に十分配慮をすること。
- 8 新型コロナウイルス感染症の国内外の発生・拡大状況等により、業務内容を見直す場合がある。
- 9 本業務の実施にあたって、不明な点がある場合は、山形県と協議を行うこと。